

◎新潟県告示第347号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和2年3月27日から令和2年4月10日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県新発田市藤塚浜1559番地
本間 要
新潟県新発田市藤塚浜1545番地
本間 善次郎
新潟県新発田市藤塚浜1745番地13
野澤 晴東
- 2 加入区 北蒲原加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新潟漁業協同組合